

株 主 各 位



MEDIASEEK

東京都港区南麻布三丁目20番1号

株式会社 **メディアシーク**

代表取締役社長 西 尾 直 紀

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討下さいますて、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年10月22日（月曜日）午後7時までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| I. 日 時 | 平成30年10月23日（火曜日）午後1時30分（受付開始午後1時） |
| II. 場 所 | 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 東証ARROWS内2F 東証ホール |
- (注) 1. 当日は西口エントランス（見学受付入口）よりご入場をお願い申し上げます。
2. ご入場に際しては、本招集ご通知、議決権行使書用紙を必ずご持参いただきますようお願い申し上げます。
3. 西口エントランスでは、警備員による金属探知機での検査がございます。併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。
4. 末尾の株主総会会場ご案内図もご参照下さい。
- III. 目的事項
- 報 告 事 項
- | | |
|----|---|
| 1. | 第19期（平成29年8月1日から平成30年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 2. | 第19期（平成29年8月1日から平成30年7月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

議 案 取締役 5 名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様との公平性を勘案し、本年より株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.mediaseek.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成29年8月1日から)
(平成30年7月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

全般的な概況及び事業別概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な政治・経済環境の変動による影響等により、経済全般に対する中長期的影響について引き続き先行き不透明な状況が続いております。

当社グループは、法人事業において、主に既存クライアントに対するシステムコンサルティング業務による売上を計上しました。前期実績に比べ売上は拡大したものの、グループ子会社の新規事業展開に伴うコスト増加等の影響により、セグメント損失が発生しました。コンシューマー事業においては、スマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコニット」が平成30年7月に累計2,800万ダウンロードを達成し、スマートフォン向け広告収入が堅調に拡大しつつありますが、コンシューマー向けコンテンツの入れ替え等の影響により、前期実績に比べ売上及びセグメント利益が減少しました。その結果、当連結会計年度の売上高は、1,502,212千円(前年同期比1.7%減)、営業損失は、173,417千円(前年同期は、14,267千円の営業損失)、経常損失は、117,569千円(前年同期は、100,560千円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純損失は、88,825千円(前年同期は、59,867千円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

セグメント別の概況は以下の通りです。

(法人事業)

法人事業においては、主に既存クライアントに対するシステムコンサルティングサービスを実施しました。前期実績に比べ売上は拡大したものの、グループ子会社の新規事業展開に伴うコスト増加等の影響により、セグメント損失が発生しました。その結果、同事業の当連結会計年度の売上高は、1,180,154千円(前年同期比2.2%増)、セグメント損失は、8,170千円(前年同期は、94,205千円のセグメント利益)となりました。

(コンシューマー事業)

コンシューマー事業においては、スマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコニット」が平成30年7月に累計2,800万ダウンロードを達成し、スマートフォン向け広告収入が堅調に拡大しつつありますが、コンシューマー向けコンテンツの入れ替え等の影響により、前期実績に比べ売上及びセグメン

ト利益が減少しました。その結果、同事業の当連結会計年度の売上高は、321,973千円(前年同期比13.7%減)、セグメント利益は、61,839千円(前年同期比23.5%減)となりました。

(その他)

その他においては、当連結会計年度に新設した研究開発部門にて、動画配信、画像解析及び人工知能等の分野の研究開発を中心とした事業活動を実施しました。その結果、当連結会計年度の売上高は、84千円、セグメント損失は、38,040千円となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループは、世界的に普及しつつあるQRコード・バーコードの読取り技術やブレインテクノロジーなど、独自の技術力やコンサルティング能力を生かした独自サービスの開発により、変化の激しい市場環境において中長期的な視点で競争力強化を進めていく計画です。特に、当面の課題に関して、技術力やコンサルティング能力に加え最新の情報技術を活用した新サービスの開発・提供を通じてさらなるマーケットの開発と事業領域の拡大を図る方針です。

当社グループが対処すべき当面の課題に対しては、法人事業においては、最新の情報技術を活用した独自サービスによる事業拡大により、また、コンシューマー事業においては、当社を代表するアプリケーション「バーコードリーダー/アイコニット」を中心とするスマートフォンビジネスの更なる拡大と独自サービス強化によって、事業規模のさらなる拡大と安定的な収益基盤の構築を進めていく予定です。

① RPA、BrainTechなど最新技術を活用した事業規模拡大

変化の激しい市場ニーズに対応し、当社グループが確実な利益を創出し続けてゆくためには、技術力向上のみならず、スケールメリットを享受できる事業規模が必要と考えます。当社グループの法人事業は、EdTechと呼ばれる教育サービス分野でコンサルティング実績に基づく一定の顧客基盤を構築しており、今後、当社グループは、独自の業務ソリューションプラットフォームである「マイクラス」を活用したサービス拡大に加え、さらにRPA(Robotic Process Automation)や、BrainTechと呼ばれる最新の情報技術を活用した独自サービスを提供することにより、さらなる事業規模の拡大を実現する計画です。

② 「バーコードリーダー/アイコニット」を核としたスマートフォンビジネス拡大

スマートフォン向け情報サービス市場において、中長期的に当社グループのビジネス領域を拡大するには、市場で優位性を発揮できる競争力の源泉が必要です。コンシューマー事業においては、独自プラットフォームである「バーコードリーダー/アイコニット」のさらなる普及と利用者拡大に加え、「バーコードリーダー/アイコニット」に使われるバーコード/QRコード読取り技術や顧客基盤を活用した

新たなサービス展開により、スマートフォン関連市場でのさらなる事業拡大を進めていく計画です。

無料のバーコード読取りアプリとして累計2,800万ダウンロードを達成し「標準バーコードリーダー」としての地位を確立しつつある「バーコードリーダー/アイコンユニット」の利用者拡大とあわせ、広告収入の拡大や各種コンテンツサービスの強化、さらに、新技術を活用したスマートフォン向け新サービスの提供等を通じて、スマートフォン向けビジネスの拡大と競争力強化を進めます。QRコードや商品バーコード（JANコード）を活用したキャッシュレス決済の普及拡大が期待されるなか、当社独自技術に基づく新規サービス展開やビジネス拡大についても積極的に取り組み、今後さらなる市場拡大が見込まれるスマートフォン関連市場をターゲットに、継続的な事業規模拡大と収益確保を目指す計画です。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は13,883千円であり、主なものとしては、法人事業及びコンシューマー事業運営のためのサーバ及びその他のハードウェア・ソフトウェアの取得によるものであります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金及び金融機関からの借入金により所要資金を賄いました。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

6. 事業の譲受けの状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、当連結会計年度中に、株式譲渡契約を締結し、当社グループの所有するDELIVERY THAI CO., LTD. の全株式を売却しております。

これにより、DELIVERY THAI CO., LTD. は、当社グループの連結子会社から除外されております。

9. 財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (平成27年 7 月期)	第 17 期 (平成28年 7 月期)	第 18 期 (平成29年 7 月期)	第 19 期 (平成30年 7 月期)
売 上 高 (千円)	1, 208, 458	1, 363, 008	1, 527, 598	1, 502, 212
営業利益又は営業損失(△) (千円)	△205, 407	6, 183	△14, 267	△173, 417
経常利益又は経常損失(△) (千円)	29, 680	63, 335	100, 560	△117, 569
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	54, 322	46, 257	59, 867	△88, 825
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	5. 58	4. 75	6. 14	△9. 12
総 資 産 (千円)	2, 352, 862	2, 242, 660	2, 469, 767	2, 197, 312
純 資 産 (千円)	1, 732, 735	1, 645, 328	1, 780, 127	1, 584, 698
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	171. 97	160. 85	174. 70	157. 82

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
スタートメディアジャパン株式会社	42,500千円	74.1%	法人事業
株式会社デリバリーコンサルティング	29,025千円	50.0%	法人事業
DELIVERY VIETNAM CO., LTD.	170千米 ^{ドル}	(100.0%)	法人事業
DELIVERY INTERNATIONAL THAI CO., LTD.	4,000千タイバーツ	(100.0%)	法人事業

(注) 1. 連結子会社は、上記4社であります。

2. 当社の出資比率の()につきましては、間接所有割合であります。

3. 株式会社デリバリーコンサルティングへの当社の出資比率は、100分の50以下であります
が、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

(3) その他

前連結会計年度末において、連結子会社であったDELIVERY THAI CO., LTD.
は、当連結会計年度中に、株式を売却したことに伴い、連結子会社から除外し
ております。

11. 主要な事業内容（平成30年7月31日現在）

当社グループは、企業向け戦略コンサルティング、システムコンサルティング
及びシステム運用支援サービスを行う法人事業、モバイル端末向けコンテンツ配
信等コンシューマー向けサービス及び「バーコードリーダー/アイコンット」を中
心とした企業向けマーケティング支援サービスやライセンス提供等、各種情報サ
ービスを行うコンシューマー事業を主な事業としております。

12. 主要な営業所の状況（平成30年7月31日現在）

当 社 本社：東京都港区南麻布三丁目20番1号

子会社等 国内：東京都港区、福岡県福岡市

国外：ベトナム社会主義共和国ホーチミン市、タイ王国チョンブリ
市

13. 従業員の状況（平成30年7月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
	名	名	才	ヶ月
男 性	130	(増)6	33.7	61.2
女 性	48	(減)4	31.0	53.3
合 計 又 は 平 均	178	(増)2	32.9	59.0

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員（期中平均従業員数1名）は含まれておりません。
2. 平均年令及び平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。

14. 主要な借入先（平成30年7月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	110,636千円
株式会社商工組合中央金庫	108,240千円
株式会社三井住友銀行	82,280千円
株式会社みずほ銀行	65,740千円
株式会社きらぼし銀行	26,664千円
オリックス銀行株式会社	20,808千円
株式会社東日本銀行	12,470千円
城南信用金庫	4,146千円

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 9,766,800株（自己株式23,319株を含む）

(2) 株 主 数 7,068名

（注）前期末に比べ1,824名増加しております。

(3) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数（株）	持株比率（％）
西 尾 直 紀	3,478,400	35.69
根 津 康 洋	728,100	7.47
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	128,263	1.31
松 井 証 券 株 式 会 社	123,700	1.26
鈴 木 智 博	101,500	1.04
江 口 郁 子	96,500	0.99
株 式 会 社 S B I 証 券	94,313	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	80,100	0.82
大 和 証 券 株 式 会 社	76,000	0.78
松 井 勝 彦	60,000	0.61

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有の状況

イ 取得した株式

・普通株式 19株

（注）単元未満株式の買取りによる取得であります。

ロ 処分した株式

該当事項はありません。

ハ 消却した株式

該当事項はありません。

ニ 決算期末における保有株式

・普通株式 23,319株

2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成28年3月16日開催の取締役会決議に基づく業績達成条件付きの新株予約権

名 称		第9回新株予約権
取締役会発行決議日		平成28年3月16日
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式100,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり198円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり44,200円 (1株あたり442円)
新株予約権の行使期間		平成28年11月1日から 平成34年10月31日まで
新株予約権の行使条件		(注)
割 当 者	当社取締役	新株予約権の数 220個 目的となる株式数 22,000株 該当者数 2名
	当社従業員	新株予約権の数 780個 目的となる株式数 78,000株 該当者数 12名

(注) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、有価証券報告書における当社連結損益計算書に記載される平成28年7月期の経常利益が4.8億円を超過した場合、又は平成28年7月期から平成32年7月期までのいずれか連続する2期の経常利益合計額が5億円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役若しくは使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成30年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 尾 直 紀	株式会社デリバリーコンサルティング取締役 スタートメディアジャパン株式会社代表取締役社長 株式会社Link-U社外取締役
取 締 役	根 津 康 洋	業務管理部長 スタートメディアジャパン株式会社監査役
取 締 役	江 口 郁 子	コンシューマー事業部長 株式会社デリバリーコンサルティング取締役 スタートメディアジャパン株式会社代表取締役
取 締 役	上 田 耕 嗣	法人事業部長 株式会社デリバリーコンサルティング取締役 スタートメディアジャパン株式会社取締役
取 締 役	清 水 知 彦	弁護士、木村・佐生・奥野法律特許事務所パートナー 日本ヘルスケア投資法人監督役員 三櫻工業株式会社社外監査役 株式会社デリバリーコンサルティング監査役
常 勤 監 査 役	武 田 健 二	株式会社オールアバウト社外取締役
監 査 役	井 出 孝 夫	
監 査 役	西 井 敏 恭	オイシックス株式会社執行役員チーフマーケティングテクノロジーシニア 株式会社シンクロ代表取締役

(注) 1. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 新任

監査役西井敏恭氏は、平成29年10月23日開催の第18回定時株主総会において選任され就任しております。

(2) 退任

監査役茂呂眞氏は、平成29年10月23日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

2. 取締役清水知彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 監査役武田健二、井出孝夫及び西井敏恭の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、武田健二氏を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

4. 監査役西井敏恭氏は、上場会社における戦略的投資や事業開発等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取 締 役	5名	45,000千円
（うち社外取締役）	(1)	(1,200)
監 査 役	4名	8,400千円
（うち社外監査役）	(4)	(8,400)

(注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額29,999千円を支払っております。

2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、株主総会における決議により、以下のとおり定められております。

① 取締役

年額2億円以内（平成12年9月25日開催第1回定時株主総会決議）に加え、ス

ストックオプションとしての新株予約権による報酬年額2億円以内（平成18年10月27日開催第7回定時株主総会決議）と決議いただいております（但し、使用人兼務取締役の使用人としての給与はこれらに含まれません）。

② 監査役

年額5千万円以内（平成12年9月25日開催第1回定時株主総会決議）に加え、ストックオプションとしての新株予約権による報酬年額5千万円以内（平成18年10月27日開催第7回定時株主総会決議）と決議いただいております。

3. 上記のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は2,400千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役清水知彦氏は、木村・佐生・奥野法律特許事務所パートナー、日本ヘルスケア投資法人監督役員及び三櫻工業株式会社社外監査役を兼務しておりますが、当社と各社との間に取引関係はありません。また、株式会社デリバリーコンサルティング監査役を兼務しておりますが、同社は当社の連結子会社であります。
- ・監査役武田健二氏は、株式会社オールアバウト社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に取引関係はありません。
- ・監査役西井敏恭氏は、オイシックス株式会社執行役員チーフマーケティングテクノロジスト及び株式会社シンクロ代表取締役を兼務しておりますが、当社と各社との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当社では、毎月1回、定時取締役会及び監査役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会及び監査役会を開催しております。

- ・取締役であります清水知彦氏は、当事業年度に開催された15回の実務取締役会のすべてに出席し、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な助言・提言を行っております。
- ・常勤監査役であります武田健二氏は、当事業年度に開催された15回の実務取締役会及び12回の監査役会すべてに出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・非常勤監査役であります井出孝夫氏は、当事業年度に開催された15回の実務取締役会及び12回の監査役会のすべてに出席し、法令適合性の観点から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・非常勤監査役であります西井敏恭氏は、当事業年度中、平成29年10月23日就任後に開催された13回の実務取締役会のうち10回、10回の監査役会のうち8回に出席し、財務会計の観点から意見を述べるなど、取締役会及び監査役

会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 上記の他、会社法第370条に定める書面決議を1回実施しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役清水知彦氏、監査役井出孝夫氏及び監査役西井敏恭氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

4. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 太陽有限責任監査法人
(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	12,250千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(注4)	15,250千円

- (注) 1. 当社の会計監査人である優成監査法人(消滅法人)は、平成30年7月2日付で、太陽有限責任監査法人(存続法人)と合併いたしました。これに伴いまして、当社の監査証明を行う公認会計士等は太陽有限責任監査法人となりました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行の状況及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社の子会社である株式会社デリバリーコンサルティングは、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として会計制度・内部統制の整備に関する助言業務を委託し、その対価として3,000千円を支払う契約となっております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適切性等を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役の過半数をもって行う監査役会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

5. 会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役業務管理部長をコンプライアンスに関する担当取締役とし、コンプライアンスに関する基本方針及び基本体制の整備・構築を図る。
 - ② 取締役及び使用人は、企業としての社会的責任に応え、企業倫理及び法令・定款を厳守した企業活動に努める。
 - ③ 財務報告をはじめ各種情報の適切な開示を実施し、経営の透明性及び健全性を高めるため社内体制の整備を図る。
 - ④ 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 法令に定めのある他、文書管理規程など社内規程に従い、取締役や使用人による職務執行の状況を記録するための文書等を作成し、適正な管理と保存を行う。
 - ② 取締役及び監査役は、いつでも前項に定める文書等を閲覧できるものとする。
 - ③ 取締役の職務執行に係わる情報は、法令又は東京証券取引所の適時開示規則に従い、適正な開示を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社の事業運営全般のリスクは、代表取締役が管理責任者となり、全社にわたるリスク管理体制の整備及び問題点の把握に努める。各取締役は掌管する業務のリスク管理を行う。
 - ② 取締役、執行役員及び幹部使用人は、各担当業務部門を指揮してマニュアルやガイドラインを作成・配布し、使用人への教育・研修を通じて、会社の損失の危険を回避・予防し、又は管理する体制の整備を図る。
 - ③ 重大なリスクが発現し、全社的対応を要する場合は、代表取締役を対策本部長として、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。

- ② 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。
- ③ その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。
- ④ 取締役会、経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社グループの業務適正確保の観点から、当社の関係会社管理規程及び関連するグループ会社の規程等に基づく報告のもとその業務遂行状況を把握し、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要なグループ会社への指導、支援を実施する。
 - ② グループ会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性及び当社監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役が万全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。
 - ② この補助使用人の異動には監査役の同意が必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
 - ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
 - ④ 当該補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものとする。
- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する虞がある場合、当社グループの取締役、執行役員若しくは使用人による違法又は不正な行為を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合は、その事項を速やかに当社の監査役へ報告する。
 - ② 当社グループの各部門を管掌する取締役、執行役員及び幹部使用人は、当社の監査役会と協議して、定期的又は不定期に担当する部門のコンプライアンスの状況を報告するものとする。

- (8) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役員、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。

- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役や会計監査人により、監査役との定期的な意見交換会を開催する。
- ② 上記のほか、当社グループの取締役、執行役員及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努める。

- (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っています。

- ① コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めております。また、社長を含む全取締役内に社内主要部門の責任者を加えたメンバーで構成される経営会議を原則として週1回のペースで開催し、さらにグループウェアを活用した情報共有など適時開示すべき会社情報の共有化のための体制を整備しております。
- ② 反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年 7 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,285,948	流 動 負 債	384,179
現 金 及 び 預 金	967,282	買 掛 金	41,484
売 掛 金	198,647	短 期 借 入 金	30,000
商 品	2,390	1年内返済予定の長期借入金	201,526
仕 掛 品	15,564	未 払 法 人 税 等	5,972
その他のたな卸資産	3,500	賞 与 引 当 金	22,096
繰 延 税 金 資 産	125	関係会社整理損失引当金	5,041
そ の 他	98,834	そ の 他	78,058
貸 倒 引 当 金	△395	固 定 負 債	228,434
固 定 資 産	911,363	長 期 借 入 金	199,458
有 形 固 定 資 産	16,307	繰 延 税 金 負 債	1,251
建 物 及 び 構 築 物	9,191	資 産 除 去 債 務	27,724
工具、器具及び備品	7,116	負 債 合 計	612,614
無 形 固 定 資 産	2,732	純 資 産 の 部	
そ の 他	2,732	株 主 資 本	1,624,093
投 資 そ の 他 の 資 産	892,323	資 本 金	823,267
投 資 有 価 証 券	797,519	資 本 剰 余 金	954,521
長 期 滞 留 債 権	26,650	利 益 剰 余 金	△113,990
そ の 他	94,804	自 己 株 式	△39,704
貸 倒 引 当 金	△26,650	その他の包括利益累計額	△86,408
		その他有価証券評価差額金	△83,230
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△3,177
		新 株 予 約 権	3,313
		非支配株主持分	43,699
		純 資 産 合 計	1,584,698
資 産 合 計	2,197,312	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,197,312

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年 8 月 1 日から)
(平成30年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,502,212
売 上 原 価	1,229,321
売 上 総 利 益	272,891
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	446,309
営 業 損 失	173,417
営 業 外 収 益	61,896
受 取 利 息	24,841
受 取 配 当 金	7,543
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,120
助 成 金 収 入	9,206
そ の 他	1,185
営 業 外 費 用	6,048
支 払 利 息	5,446
そ の 他	602
経 常 損 失	117,569
特 別 損 失	10,025
減 損 損 失	4,140
関係会社整理損失引当金繰入額	5,041
そ の 他	842
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	127,595
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△4,750
法 人 税 等 調 整 額	△634
当 期 純 損 失	122,209
非支配株主に帰属する当期純損失	33,384
親会社株主に帰属する当期純損失	88,825

連結株主資本等変動計算書

（平成29年8月1日から）
（平成30年7月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年8月1日残高	823,267	956,773	△25,165	△39,678	1,715,197
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失	-	-	△88,825	-	△88,825
自己株式の取得	-	-	-	△26	△26
連結子会社株式の取得による持分の増減	-	△2,252	-	-	△2,252
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	△2,252	△88,825	△26	△91,103
平成30年7月31日残高	823,267	954,521	△113,990	△39,704	1,624,093

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成29年8月1日残高	△10,432	△2,548	△12,981	198	77,713	1,780,127
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失	-	-	-	-	-	△88,825
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△26
連結子会社株式の取得による持分の増減	-	-	-	-	-	△2,252
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△72,798	△628	△73,427	3,115	△34,013	△104,326
連結会計年度中の変動額合計	△72,798	△628	△73,427	3,115	△34,013	△195,429
平成30年7月31日残高	△83,230	△3,177	△86,408	3,313	43,699	1,584,698

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数：4社

連結子会社の名称：スタートメディアジャパン株式会社
株式会社デリバリーコンサルティング
DELIVERY VIETNAM CO., LTD.
DELIVERY INTERNATIONAL THAI CO., LTD.

当連結会計年度において、当社グループの保有していたDELIVERY THAI CO., LTD. の全株式を売却したことに伴い、DELIVERY THAI CO., LTD. を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

スタートメディアジャパン株式会社及び株式会社デリバリーコンサルティングの決算日は、連結決算日と一致しております。

決算日が連結決算日と異なる場合の内容等

DELIVERY VIETNAM CO., LTD. 及び DELIVERY INTERNATIONAL THAI CO., LTD. の決算日は、6月30日です。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品：移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品：個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他のたな卸資産：個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)：定率法

主な耐用年数

建 物 及 び 構 築 物 8～15年

工具、器具及び備品 5～15年

無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

主な耐用年数

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内による利用可能期間)

長期前払費用：主として均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金：従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

関係会社整理損失引当金：関係会社の整理に係る損失に備えるため、損失見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等の計上基準：当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他のものについては検収基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準：外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

重要なヘッジ：イ ヘッジ会計の方法

会計の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理：消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「助成金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

4. 会計方針の変更

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等が公表日以後適用できるようになったことに伴い、公表日以後実務

対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項（3）に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	84,598千円
----------------	----------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	9,766,800株
------	------------

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

普通株式	100,000株
------	----------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金及び銀行借入によって賄っております。余資の運用については、安全性、流動性及び収益性等の各種要素を総合的に考慮した上で、金融商品を選定する方針を採っております。デリバティブは、主として後述するリスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、余資の運用を目的とする債券、投資信託及び

株券並びに政策目的で出資した株式が主な内容になります。これらは、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、その殆どが1年以内に決済が到来するものであります。

短期借入金及び長期借入金は、経営安定化のため市中銀行より運転資金として借入れたものであり、このうち一部のものについては金利変動のリスクに晒されておりますが、必要に応じてデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。また、これについては、月次ごとに資金繰計画を作成・見直しする等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。(注)2参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	967,282	967,282	-
② 売掛金	198,647	198,647	-
③ 投資有価証券 その他有価証券	779,708	779,708	-
資 産 計	1,945,638	1,945,638	-
① 買掛金	41,484	41,484	-
② 短期借入金	30,000	30,000	-
③ 長期借入金	400,984	401,008	24
負 債 計	472,468	472,492	24
デリバティブ取引			
イ ヘッジ会計が適用されて いるもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(※) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金として表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金及び②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については、原則として取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。ただし、特別の事情により取引金融機関から提示された価格が実態より著しく高いと認められるものについては、妥当と判断される価格まで時価を切り下げております。

負債

①買掛金及び②短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

イ ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	17,810

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「③投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	967,282	-	-	-
売掛金	198,647	-	-	-
合計	1,165,929	-	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	201,526	199,458	-	-

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|----------------|------|-----|
| (1) 1株当たり純資産額 | 157円 | 82銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 9円 | 12銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成30年 7 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	899,974	流 動 負 債	190,366
現 金 及 び 預 金	691,458	買 掛 金	22,947
売 掛 金	135,920	1年内返済予定の長期借入金	133,358
商 品	387	未 払 金	15,632
仕 掛 品	3,278	未 払 費 用	4,448
前 払 費 用	7,319	未 払 法 人 税 等	5,792
そ の 他	61,664	前 受 金	1,193
貸 倒 引 当 金	△54	預 り 金	3,884
固 定 資 産	919,836	そ の 他	3,109
投 資 そ の 他 の 資 産	919,836	固 定 負 債	129,059
投 資 有 価 証 券	797,515	長 期 借 入 金	109,974
関 係 会 社 株 式	46,173	資 産 除 去 債 務	14,623
長 期 前 払 費 用	519	そ の 他	4,462
長 期 滞 留 債 権	26,650	負 債 合 計	319,425
保 険 積 立 金	51,313	純 資 産 の 部	
敷 金 及 び 保 証 金	24,295	株 主 資 本	1,583,417
出 資 金	20	資 本 金	823,267
貸 倒 引 当 金	△26,650	資 本 剰 余 金	956,507
		資 本 準 備 金	956,507
		利 益 剰 余 金	△156,653
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△156,653
		繰 越 利 益 剰 余 金	△156,653
		自 己 株 式	△39,704
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△83,230
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△83,230
		新 株 予 約 権	198
		純 資 産 合 計	1,500,384
資 産 合 計	1,819,810	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,819,810

損 益 計 算 書

（平成29年 8 月 1 日から）
（平成30年 7 月 31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	900,259
売 上 原 価	770,013
売 上 総 利 益	130,245
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	238,869
営 業 損 失	108,624
営 業 外 収 益	62,958
受 取 利 息	23
有 価 証 券 利 息	24,615
受 取 配 当 金	7,542
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,120
そ の 他	11,655
営 業 外 費 用	3,231
支 払 利 息	3,231
経 常 損 失	48,897
特 別 損 失	4,140
減 損 損 失	4,140
税 引 前 当 期 純 損 失	53,037
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,524
当 期 純 損 失	55,562

株主資本等変動計算書

（平成29年 8 月 1 日から）
（平成30年 7 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成29年 8 月 1 日残高	823, 267	956, 507	956, 507	△101, 090	△101, 090	△39, 678	1, 639, 006
事業年度中の変動額							
当期純損失	-	-	-	△55, 562	△55, 562	-	△55, 562
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△26	△26
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△55, 562	△55, 562	△26	△55, 588
平成30年 7 月 31 日残高	823, 267	956, 507	956, 507	△156, 653	△156, 653	△39, 704	1, 583, 417

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成29年 8 月 1 日残高	△10, 432	△10, 432	198	1, 628, 772
事業年度中の変動額				
当期純損失	-	-	-	△55, 562
自己株式の取得	-	-	-	△26
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△72, 798	△72, 798	-	△72, 798
事業年度中の変動額合計	△72, 798	△72, 798	-	△128, 387
平成30年 7 月 31 日残高	△83, 230	△83, 230	198	1, 500, 384

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品：移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品：個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他のたな卸資産：個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)：定率法

主な耐用年数

工具、器具及び備品

5年

無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

主な耐用年数

ソフトウェア(自社利用分)

5年(社内における利用可能期間)

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等の計上基準：当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては検収基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

重要なヘッジの：

① ヘッジ会計の方法

方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理：消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、投資その他の資産の「その他」に含めていた「出資金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

4. 会計方針の変更

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等が公表日以後適用できるようになったことに伴い、公表日以後実務

対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項（3）に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	1,508千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	8,478千円
(3) 関係会社に対する長期金銭債務	4,462千円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	50,970千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 4,000千円

売上原価 227,693千円

営業取引以外の取引による取引高

業務受託手数料 5,164千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 23,319株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生 の主な原因別の内訳

未払事業税	1,531千円
商品評価損	38千円
貸倒引当金超過額	8,177千円
投資有価証券評価損	597千円
関係会社株式評価損	14,225千円
繰越欠損金	104,113千円
投資有価証券評価差額金	25,485千円
資産除去債務	4,477千円
減損損失	1,751千円
評価性引当額	△160,398千円
繰延税金資産合計	-千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

当社との 関係	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	スタート メディア ジャパン 株式会社	74.1%	本社業務の受託	2,100	未収入金	189
			役務提供の受託	4,000	売掛金	941
子会社	株式会社 デリバリー コンサル ティング	50.0%	本社業務の受託	3,064	未収入金	378
			保守運用の委託	720	買掛金	8,478
			開発業務の委託	226,973		
			預り保証金の受取	-	預り保証金	4,462

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。
2. 上記取引金額には、消費税等を含んでおりませんが、期末残高の内、消費税等課税取引に係るものは、消費税等を含んでおります。

(2) 役員及び個人主要株主等

当社との 関係	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が 議決権の 過半数を 所有して いる会社 等	株式会社プロ グラフィック	-	開発業務の委託	10,627	買掛金	1,296

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。
2. 上記取引金額には、消費税等を含んでおりませんが、期末残高の内、消費税等課税取引に係るものは、消費税等を含んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 153円 97銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 5円 70銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 9月21日

株式会社メディアシーク

取締役会 御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任
社員 公認会計士 本 間 洋 一 (印)
業務執行社員

指定有限責任
社員 公認会計士 島 川 行 正 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディアシークの平成29年8月1日から平成30年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディアシーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 9月21日

株式会社メディアシーク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任
社員 公認会計士 本 間 洋 一 (印)
業務執行社員

指定有限責任
社員 公認会計士 島 川 行 正 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディアシークの平成29年8月1日から平成30年7月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年8月1日から平成30年7月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月1日

株式会社メディアシーク 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 武 田 健 二 ㊟

監 査 役(社外監査役) 井 出 孝 夫 ㊟

監 査 役(社外監査役) 西 井 敏 恭 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役 5 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5 名）が任期満了となります。つきましては、取締役 5 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	にし お なお き 西 尾 直 紀 (昭和40年11月 1 日生)	平成 3 年 4 月 アンダーセンコンサルティング入社 平成 8 年 9 月 アンダーセンコンサルティング株式 会社(現アクセンチュア株式会社)へ 転籍 平成12年 3 月 当社設立 当社代表取締役社長(現任) 平成15年 7 月 スタートメディアジャパン株式会社 代表取締役社長(現任) 平成17年 8 月 株式会社デリバリー (現株式会社デ リバリーコンサルティング) 取締役 (現任) 平成27年10月 株式会社 L i n k - U 社外取締役(現 任)	3, 478, 400株
2	ね づ やす ひろ 根 津 康 洋 (昭和42年 9 月 7 日生)	平成 4 年 6 月 アンダーセンコンサルティング入社 平成10年 9 月 アンダーセンコンサルティング株式 会社(現アクセンチュア株式会社)へ 転籍 平成12年 3 月 当社設立 当社取締役(現任) 平成12年 9 月 当社業務管理部長(現任) 平成15年 7 月 スタートメディアジャパン株式会社 監査役(現任) 平成17年 8 月 株式会社デリバリー(現株式会社デ リバリーコンサルティング) 監査役	728, 100株
3	え ぐち いく こ 江 口 郁 子 (昭和44年 1 月 4 日生)	平成 3 年 4 月 清水建設株式会社入社 平成 5 年 8 月 横浜市市議会議員選挙対策事務所勤 務 平成 9 年 4 月 株式会社ユニバーサル・プランニン グ設立 代表取締役 平成12年 3 月 当社設立 当社取締役(現任) 平成13年 9 月 当社メディアイノベーション事業部 長 平成14年 9 月 当社事業開発部長 平成15年 7 月 スタートメディアジャパン株式会社 取締役 平成16年 1 月 スタートメディアジャパン株式会社 代表取締役(現任) 平成24年 9 月 当社コンシューマー事業部長(現任) 平成29年10月 株式会社デリバリーコンサルティング 取締役(現任)	96, 500株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	う え だ こ う じ 上 田 耕 嗣 (昭和43年9月8日生)	平成3年5月 アンダーセンコンサルティング入社 平成9年9月 アンダーセンコンサルティング株式 会社(現アクセンチュア株式会社)へ 転籍 平成13年8月 当社入社 平成18年10月 当社サービス開発事業部長 平成19年10月 当社取締役(現任) 平成24年9月 当社法人事業部長(現任) 平成25年10月 株式会社デリバリー(現株式会社デリ バリーコンサルティング)監査役 平成27年10月 株式会社デリバリー(現株式会社デリ バリーコンサルティング)取締役(現 任) 平成28年10月 スタートメディアジャパン株式会社 取締役(現任)	5,000株
5	し みず と も ひ こ 清 水 知 彦 (昭和36年1月13日生)	平成4年4月 第一東京弁護士会登録 平成4年4月 成和共同法律事務所入所 平成9年8月 Winthrop, Stimson, Putnam & Roberts 法 律 事 務 所 (現 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman法律事務所) 勤務 平成14年2月 清水国際法律事務所所長 平成18年6月 三櫻工業株式会社社外監査役(現任) 平成21年1月 内閣府 官民人材交流センター 法令等遵守担当室長 平成23年6月 石川島建材工業株式会社社外監査役 平成26年8月 日本ヘルスケア投資法人監督役員(現 任) 平成26年10月 当社社外取締役(現任) 平成29年4月 木村・佐生・奥野法律特許事務所パ ートナー(現任) 平成29年10月 株式会社デリバリーコンサルティング 監査役(現任)	- 株

- (注) 1. 取締役候補者西尾直紀氏はスタートメディアジャパン株式会社の代表取締役社長を兼務して
おり、当社は当該会社との間に業務委託等の取引関係があります。
2. 取締役候補者江口郁子氏はスタートメディアジャパン株式会社の代表取締役を兼務して
おり、当社は当該会社との間に業務委託等の取引関係があります。
3. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 清水知彦氏は社外取締役候補者であります。
清水知彦氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法律に関する高い専門知識と
豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして当社への経営全般の監視と幅広い視野か
らの有効な助言を行っていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするも
のであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法
で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、そ
の職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当社社外取締役としての在任
期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 清水知彦氏は当社との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定
する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で
上記契約を継続する予定であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋兜町2番1号

東京証券取引所 東証ARROWS内

2F 東証ホール

TEL 03 (3666) 0141



西口エントランス（見学受付入口）からご入場下さい。

最寄駅

- | | | |
|--------|------------|------|
| ●東西線 | 茅場町駅（出口10） | 徒歩5分 |
| ●日比谷線 | 茅場町駅（出口7） | 徒歩7分 |
| ●都営浅草線 | 日本橋駅（出口D2） | 徒歩5分 |

会場には駐車場を準備しておりません。

公共の交通機関等をご利用下さいますようお願い申し上げます。